宝　塚　市
新ごみ処理施設等整備・運営事業

実施方針

令和３年３月

宝塚市

目　　次

Ⅰ　特定事業の選定に関する事項 1
　1　事業内容に関する事項 1
　2　特定事業の選定及び公表に関する事項 8
Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項 9
　1　事業者の募集及び選定方法 9
　2　事業者の募集及び選定の手順 9
　3　入札参加者の備えるべき参加資格要件 11
　4　審査及び選定に関する事項 15
Ⅲ　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 15
　1　基本的考え方 15
　2　予想されるリスクと責任分担 15
　3　事業の実施状況のモニタリング 15
Ⅳ　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 16
　1　計画地に関する事項 16
Ⅴ　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 16
　1　係争事由に係る基本的な考え方 16
　2　管轄裁判所 16
Ⅵ　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 17
　1　事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合 17
　2　本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合 17
　3　当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合 17
　4　その他 17
Ⅶ　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 18
　1　法制上及び税制上の措置に関する事項 18
　2　その他の支援 18
Ⅷ　その他特定事業の実施に関し必要な事項 18
　1　議会の議決 18
　2　情報提供 18
　3　応募に伴う費用負担 18
　4　実施方針に関する問合わせ先 18
様式第１号　実施方針に対する質問及び意見書 19
様式第２号　要求水準書案に対する質問及び意見書 20
別紙１　計画地案内図 21
別紙２　事業スキーム図 22
別紙３　予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表 23
別紙４　全体工事ステップ図 25

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本市	：宝塚市をいう。
本事業	：宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業をいう。
整備	：本施設の設計及び建設（既存施設の解体を含む）をいう。
運営	：本施設の運営（運転、維持管理、補修、経営等を含む）をいう。
特定事業の選定	：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に規定されている事項。本事業においては、PFI 事業に準じた DBO 方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
提案書	：要求水準書を基に入札参加者が市へ提出する本施設の整備及び運営に関する提案図書をいう。
エネルギー回収推進施設	：本市から発生する燃やすごみ、可燃粗大ごみ、マテリアルリサイクル推進施設からの残渣、及びし尿処理施設からのし渣等を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として整備を行うものである。
マテリアルリサイクル推進施設	：本市から発生する不燃粗大ごみ、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類等を破砕・選別・圧縮・梱包・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
仮設リサイクル処理場	：既存粗大ごみ処理施設の解体からマテリアルリサイクル推進施設の竣工までの整備期間中において、本市から発生する粗大ごみ（可燃・不燃）、小型不燃ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック類等を破砕・選別・圧縮・梱包・保管する仮設の処理場をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
し尿処理施設	：本市から発生するし尿、浄化槽汚泥の処理を行う施設をいう。
管理棟	：事務室、研修室、会議室、休憩室、更衣室等、本市が本施設を管理するための施設をいう。
外構施設等	：構内道路、駐車場、構内排水設備、植栽、門囲障等をいう。
その他施設	：管理棟、外構施設等、収集車車庫・収集作業員詰所、憩いの広場を総称していう。
本施設	：本事業において整備するエネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、仮設リサイクル処理場、し尿処理施設、その他施設を総称していう。
DBO 方式	：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	：選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	：本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及び SPC で構成される。
設計企業	：事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	：事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	：事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
入札参加者	：本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	：入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	：入札参加者を代表する企業をいう。SPC の最大出資者となる。
構成員	：構成企業のうち、SPC に出資を行う企業をいう。
協力企業	：構成企業のうち、SPC に出資を行わない企業をいう。
建設 JV 等	：本市と工事請負契約を締結する、設計企業と建設企業による共同企業体をいう。また、共同企業体を設立せず、エネルギー回収推進施設の建設を担当する建設企業が元請となり、他の企業がその下請けとなる形態を取る場合の、元請企業単体も含むものとする。
基本協定	：市と落札者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	：事業者に本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
工事請負契約	：本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設 JV 等が締結する契約をいう。
運営委託契約	：本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と SPC が締結する契約をいう。
特定事業契約	：基本契約、工事請負契約及び運営委託契約の３つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	：事業者が実施する整備及び運営の実施状況についての本市の監視をいう。

Ⅰ　特定事業の選定に関する事項

１　事業内容に関する事項

（１）事業名称

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業

（２）対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設及びし尿処理施設）

（３）公共施設等の管理者

宝塚市長　中川　智子

（４）事業目的

本事業は、昭和 63 年に運転を開始したごみ焼却施設、平成 2 年に稼動した粗大ごみ処理施設、し尿処理施設など、経年的な施設の老朽化や大規模改修等を繰り返すことによるコストの増大化、また循環型社会形成のための新たな分別・処理方法等への対応が困難になっている本市のごみ処理施設を整備し、循環型のまちづくりに寄与し、安全で環境保全に優れ、安定した稼働を実現し、経済性・効率性に優れた新しい「宝塚市クリーンセンター」の整備及び運営を行うものである。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の市財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

（６）本施設の概要

表１　本施設の概要

全体	建設予定地	兵庫県宝塚市小浜１丁目２番 15 号（別紙１参照）
	敷地面積	3.1ha（都市計画範囲） 約 2.7ha（本工事範囲及び運営範囲）
エネルギー回収推進施設	施設規模	210t/24h（105t/24h×２炉）
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉方式
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
	排ガス処理設備	減温装置（必要に応じて）、集じん装置、有害ガス除去設備、（NOx 除去設備）、ダイオキシン類・Hg 除去設備
	通風設備	平衡通風方式
	余熱利用設備	発電（余剰電力は売電）
	給水設備	生活用　　：上水 プラント用　：上水・地下水使用
	排水処理設備	ごみピット汚水：炉内噴霧処理又はごみピットへ導水 プラント排水　：排水処理後、公共下水道へ放流 （一部は再使用） 生活排水　　：公共下水道へ放流
	飛灰処理設備	薬剤処理方式
	可燃粗大ごみ処理設備	7.1t/5h
マテリアルリサイクル推進施設	施設規模	31.5t/5h 不燃粗大ごみ　：6.4t/5h 小型不燃ごみ　：4.4t/5h 紙・布　：0.5t/5h かん・びん　：8.8t/5h ペットボトル　：3.1t/5h プラスチック類　：8.3t/5h
	処理方式	破砕・選別・圧縮・梱包・保管
仮設リサイクル処理場	施設規模	39.9t/5h 粗大ごみ（可燃・不燃）　：13.6t/5h 小型不燃ごみ　：4.7t/5h 紙・布　：0.5t/5h かん・びん　：9.2t/5h ペットボトル　：3.1t/5h プラスチック類　：8.8t/5h
	処理方式	破砕・選別・圧縮・保管
し尿処理施設	施設規模	13kL/24h し尿　：2.8kL/24h 浄化槽汚泥・濃縮汚泥　：10.2kL/24h
	処理方式	固液分離又は希釈放流
その他施設	管理棟、外構施設等、収集車車庫・収集作業員詰所、憩いの広場	

（７）処理対象物

本市ホームページにて公表している『(保存版）家庭ごみの減量と出し方・分け方ハンドブック』に記載されているごみの種類とする。

ア　エネルギー回収推進施設

（ア）燃やすごみ（家庭系・事業系）

（イ）可燃粗大ごみ（竹・笹を含む）

（ウ）マテリアルリサイクル推進施設からの残渣

（エ）し渣・し尿処理汚泥

（オ）災害廃棄物

イ　マテリアルリサイクル推進施設

（ア）不燃粗大ごみ

（イ）小型不燃ごみ

（ウ）かん・びん

（エ）ペットボトル

（オ）プラスチック類

（カ）紙・布（事業系・直接持込分）

（キ）小型家電製品

（ク）危険物・有害物・適正処理困難物

（ケ）災害廃棄物

ウ　仮設リサイクル処理場

（ア）粗大ごみ（可燃・不燃）

（イ）小型不燃ごみ

（ウ）かん・びん

（エ）ペットボトル（受入以降の作業は市所掌とする）

（オ）プラスチック類（受入以降の作業は市所掌とする）

（カ）紙・布（事業系・直接持込分）

（キ）小型家電製品

（ク）危険物・有害物・適正処理困難物

エ　し尿処理施設

（ア）し尿

（イ）浄化槽汚泥

（ウ）濃縮汚泥

（８）事業内容

ア　事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「ＰＦＩ法」という）に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について整備、運営を一括して受託するＤＢＯ方式とする。

イ　契約の形態

（ア）本市と事業者は、基本契約を締結する。

（イ）基本契約に基づいて、本市は、建設ＪＶ等と本事業に係る工事請負契約を締結する。

（ウ）基本契約に基づいて、本市は、ＳＰＣと運営委託契約を締結する。

（エ）基本契約、工事請負契約、運営委託契約の３つの契約をまとめた特定事業契約の各々についての締結主体を「別紙２　事業スキーム図」に示す。

ウ　事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

（ア）整備期間　　：令和 4 年 10 月～令和 14 年 9 月（10 年間）

ただし、以下の各号に定める期日までに各施設の整備を完了させるものとする。

＜事前工事＞　　：令和 6 年 3 月まで

① 仮設リサイクル処理場の整備

＜第Ⅰ期工事＞　　：令和 9 年 9 月まで

② 既存粗大ごみ処理施設、既存し尿処理施設の解体

③ エネルギー回収推進施設の整備

④ し尿処理施設の整備

＜第Ⅱ期工事＞　　：令和 13 年 3 月まで

⑤ 既存焼却施設の解体

⑥ マテリアルリサイクル推進施設の整備

＜第Ⅲ期工事＞　　：令和 14 年 9 月まで

⑦ その他施設の整備、既存管理棟の解体

（イ）運営期間　　：令和 6 年 4 月～令和 29 年 9 月（23 年 6 か月）

各施設の竣工後、以下の各号に定める期間において各施設の運営を行うものとする。

① 仮設リサイクル処理場　　：令和 6 年 4 月～令和 13 年 3 月（7 年間）

② エネルギー回収推進施設　　：令和 9 年 10 月～令和 29 年 9 月（20 年間）

③ し尿処理施設　　：令和 9 年 10 月～令和 29 年 9 月（20 年間）

④ マテリアルリサイクル推進施設　：令和 13 年 4 月～令和 29 年 9 月（16 年 6 か月間）

⑤ その他施設　　：令和 14 年 10 月～令和 29 年 9 月（15 年間）

各施設の整備・運営の時期は、次頁の表のとおりである。全体の工事ステップについては、別紙４を参照すること。

表２　整備・運営の時期（灰色は主に設計期間）

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
事前工事：仮設リサイクル処理場の整備											
第Ⅰ期工事：エネルギー回収推進施設・し尿処理施設の整備（粗大・し尿解体を含む）											
第Ⅱ期工事：マテリアルリサイクル推進施設の整備（焼却施設解体を含む）											
第Ⅲ期工事：その他施設の整備（既存管理棟解体を含む）											
仮設リサイクル処理場の運営											
エネルギー回収推進施設の運営											
し尿処理施設の運営											
マテリアルリサイクル推進施設の運営											
その他施設の運営											

エ　事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

オ　事業の対象となる業務範囲

（ア）事業者が行う業務

① 事前調査等に関する業務

・電波障害調査

・解体撤去に必要なアスベスト、ダイオキシン類等調査

・土壌汚染状況調査（既存建屋の下部など未調査区画に係るもの）

・その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む）

② 本施設の整備に関する業務

・施設の実施設計

・エネルギー回収推進施設のプラント機械設備工事

・マテリアルリサイクル推進施設のプラント機械設備工事

・仮設リサイクル処理場のプラント機械設備工事

・し尿処理施設のプラント機械設備工事

・土木建築工事

・電気設備工事（プラント・建築）

・啓発設備工事

・解体撤去工事（掘削工事範囲における埋設廃棄物撤去や土壌汚染対策工事を含む）

・その他の工事（試運転及び運転指導、警備設備、電力・用水・ガス・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事 、その他必要な工事）

※ただし、電力の引込工事に係る関西電力送配電株式会社への工事費負担金については、要求水準書において本市が提示する価格を入札価格に含めること。工事費負担金が明確になった時点で清算する。

③ 本施設の運営に関する業務

・廃棄物の受入管理業務（一般持込の予約受付を含む）

・運転管理業務（仮設リサイクル処理場の運転管理を含む。ただし、資源物等は積込までを事業者所掌とし、売却先の選定は本市が行い、資源物等売却収益は本市に帰属することとする。また、仮設リサイクル処理場におけるペットボトル受入以降及びプラスチック類受入以降の作業も除く）

・維持管理業務

・環境管理業務

・情報管理業務

・発電電力管理業務（ただし、売電先の選定は本市が行い、余剰電力の売電収益は本市に帰属することとする）

・啓発業務（施設見学に関する一般市民等からの受付を含む。ただし、社会科見学や行政視察の受付は市が行うため除く）

・その他関連業務（見学者・来場者対応、清掃、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、説明用パンフレットの改訂・発行等）

※管理棟、収集車車庫棟及び収集作業員詰所は、本市にて使用するが、電気、ガス、水道、排水処理や建築物等の維持補修、清掃等の維持管理はすべて事業者負担とする。

④ その他の業務

・必要な諸官庁届出等（事業者が行うべきもの）

・交付金申請など本市が行う諸官庁届出等の支援（経費負担も含む）

・本市が行う近隣住民対応の支援

（イ）本市が行う業務

① 事前調査等に関する業務

・アスベスト、ダイオキシン類等調査（代表点のみ）

・土壌汚染状況調査（現時点で調査可能な範囲）

・施設の稼働に係る生活環境影響調査

※その他既存の測量や地質調査結果などは要求水準書の添付資料として提示する。

② 本施設の整備に関する業務

・特記なき什器備品

・電波障害対策工事

・事業者が行う施設の設計及び施工の監理

③ 本施設の運営に関する業務

・ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の収集

・既存施設の運転・維持管理　（準備工事期間まで：計量・粗大ごみ処理施設・各種リサイクル施設・し尿処理施設、第Ⅰ期工事期間まで：焼却施設）

※第Ⅰ期工事期間中のし尿・浄化槽汚泥の処理については、外部処理を行うため本市所掌とする。

・仮設リサイクル処理場の運転管理のうちプラスチック類とペットボトルの受入・選別・搬出作業

・資源物等の売却先の選定（積込は事業者所掌）

・危険物・有害物・適正処理困難物の処分（本市所掌とするもの）

・余剰電力の売電先の選定

・焼却灰（主灰・飛灰）の搬送・ 処分（積込は事業者所掌）

・事業者が行う施設運営のモニタリング

・その他これらを実施する上で必要な業務

④ その他の業務

・近隣住民対応

・必要な諸官庁届出等（交付金申請など本市が行うべきもの）

カ　事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

（ア）本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設ＪＶ等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

（イ）本施設の運営に係る対価

本市は、事業者が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたってＳＰＣに支払う。委託料は、消費者物価指数などに基づき、年に１回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（ごみの処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

キ　本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、建設ＪＶ等は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

（９）関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

２　特定事業の選定及び公表に関する事項

（１）選定基準

本事業をＰＦＩ法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

（２）選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

（３）選定結果の公表

本市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

Ⅱ　民間事業者の募集及び選定に関する事項

１　事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

２　事業者の募集及び選定の手順

（１）事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表３　募集・選定スケジュール（予定）

令和３年３月 31 日	実施方針の公表
令和３年４月	要求水準書案の公表
令和３年５月	実施方針及び要求水準書案に対する質問及び意見の受付
令和３年６月	実施方針及び要求水準書案に対する質問及び意見への回答の公表
令和３年７月　下旬	特定事業の選定・公表
令和３年８月　上旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和３年８月　中旬	現地見学会
令和３年８月　下旬	入札説明書等に対する質問の受付（第１回）
令和３年９月　中旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第１回）
令和３年 10 月　中旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和３年 11 月　中旬	資格審査結果の通知
令和３年 11 月　下旬	入札説明書等に対する質問の受付（第２回）
令和３年 12 月　下旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第２回）
令和４年３月　下旬	提案書の受付（入札）
令和４年６月　中旬	ヒアリング
令和４年６月　下旬	落札者の決定及び公表
令和４年７月　下旬	基本協定締結
令和４年８月　下旬	仮契約締結
令和４年９月　末頃	本契約締結

（２）応募手続き等

ア　要求水準書案の公表

本事業の要求水準書案は、令和３年４月に公表予定である。

イ　実施方針及び要求水準書案に対する質問及び意見の受付

実施方針及び要求水準書案に対する質問及び意見を、様式第 1 号及び様式第 2 号により以下のとおり受け付ける。

（ア）受付期間：令和３年の５月を予定しているが、要求水準書案の公表時に定める。

（イ）提出方法：質問及び意見の提出方法は、原則として、添付の様式第１号及び様式第２号に

記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、本市事務局に送信して提出すること。なお、総容量は 10 メガバイト以内に留意すること。また、郵送も可とするが郵送の場合、同様式のファイルを保存したＣＤ－Ｒを同封し、受付期間に必着とすること。なお、提出者は電話により、着信、配達の確認を行うこと。

〇E-mail：m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

〇郵送先　：〒665-0827　宝塚市小浜 1 丁目 2 番 15 号
宝塚市 環境部　クリーンセンター　施設建設課

〇電話番号：0797-84-6363

ウ　実施方針及び要求水準書案に対する質問及び意見への回答

提出された質問及び意見に対する回答は、本市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

エ　特定事業の選定・公表

実施方針に関する意見を踏まえ、ＰＦＩ法に準ずる事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、令和 3 年 7 月下旬に公表する。

オ　入札公告（入札説明書等の公表）

令和 3 年 8 月上旬に入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

カ　入札説明書等の公表以降について

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

３　入札参加者の備えるべき参加資格要件

（１）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア　入札参加者の構成企業は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の(ア)から（エ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業１社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち、エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業とする。

（イ）入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業のうち、ＳＰＣに出資する構成員及びＳＰＣに出資しない協力企業から構成されるものとする。なお、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

（ウ）設計企業、建設企業及び運営企業については、以下の役割ごとに分割し、各々を担当する複数の企業により構成されることを認めるものとする。

＜設計企業＞

① 建屋の設計を担当する設計企業

② エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業

③ マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業

④ 仮設リサイクル処理場のプラント設備の設計を担当する設計企業

⑤ し尿処理施設のプラント設備の設計を担当する設計企業

⑥ 既存施設の解体設計を担当する設計企業

⑦ その他施設（管理棟、外構施設等）の設計を担当する設計企業

＜建設企業＞

⑧ 建屋の建設を担当する建設企業

⑨ エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業

⑩ マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業

⑪ 仮設リサイクル処理場のプラント設備の建設を担当する建設企業

⑫ し尿処理施設のプラント設備の建設を担当する建設企業

⑬ 既存施設の解体を担当する建設企業

⑭ その他施設（管理棟、外構施設等）の建設を担当する建設企業

＜運営企業＞

⑮ エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業

⑯ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業

⑰ 仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業

⑱ し尿処理施設の運営を担当する運営企業

⑲ その他施設（管理棟、外構施設等）の運営を担当する運営企業

（エ）構成企業のうち、前（ウ）②、③、④、⑨、⑩、⑪、⑮、⑯、⑰の担当となる企業は、ＳＰＣに出資する構成員とする。

イ　参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定する。

ウ　落札者は、仮契約締結時までにＳＰＣを宝塚市内において設立するものとする。

エ　入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

（２）入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

ア　共通の要件

（ア）本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

（イ）本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

（ウ）代表企業については、本市の令和２・３年度入札参加資格を有していること。

イ　設計企業の個別の要件

設計企業のうち、建屋の設計を担当する設計企業、エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業、既存施設の解体設計を担当する設計企業は、以下の要件を満たすものとする。

（ア）建屋の設計を担当する設計企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

（イ）エネルギー回収推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

① 以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の施設の設計実績を１件以上有すること。

② 直近 10 年間の竣工（完成）実績であること。

③ １炉につき 100ｔ/24h 以上とし、２炉構成以上であること。

④ ボイラータービン式発電設備であること。

⑤ １年以上の稼動実績を有すること。

（ウ）マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計を担当する設計企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

① 以下の②、③の要件に当てはまるマテリアルリサイクル推進施設の設計実績を１件以上有すること。

② 施設の処理能力が、20ｔ/5h 以上であること。

③ １年以上の稼働実績を有すること。

（エ）既存施設の解体設計を担当する設計企業にあっては、以下の実績を有すること。

① 解体設計の実績を１件以上有すること。

ウ　建設企業の個別の要件

建設企業のうち、建屋の建設を担当する建設企業、エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、既存施設の解体を担当する建設企業にあっては、以下の要件を満たすものとする。

（ア）建屋の建設を担当する建設企業にあっては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ）エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業、及びマテリアルリサ

イクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあっては、建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

（ウ）エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあっては、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

（エ）エネルギー回収推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

① 以下の②～⑤のすべての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の建設実績を 1 件以上有すること。

② 直近 10 年間の竣工（完成）実績であること。

③ 1 炉につき 100 t /24h 以上とし、2 炉構成以上であること。

④ ボイラータービン式発電設備であること。

⑤ 1 年以上の稼動実績を有すること。

（オ）マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の実績を有すること。

① 以下の②、③の要件に当てはまるマテリアルリサイクル推進施設の建設実績を 1 件以上有すること。

② 施設の処理能力が、20 t /5h 以上であること

③ 1 年以上の稼働実績を有すること。

（カ）既存施設の解体工事を担当する建設企業にあっては、以下の実績を有すること。

① 以下の②、③の要件に当てはまる解体工事の実績を 1 件以上有すること。

② 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年 4 月 25 日厚生労働省基発 401 号の２）に基づき、地方自治体発注の工事で元請として、ごみ焼却施設（一般廃棄物処理施設）の解体工事の実績を有すること。

③ ダイオキシン類業務作業指揮者を配置できること。

エ　運営企業の個別の要件

運営企業は、以下の（ア）の共通の要件を満たすこと。なお、エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業、マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業、仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業、し尿処理施設の運営を担当する運営企業については、(イ）の個別の要件について、担当する運営業務の要件を満たすものとする。

（ア）運営企業の共通の要件

① すべての運営企業は、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。

② すべての運営企業は、本施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（イ）運営企業の個別の要件

① 運営業務に係る現場総括責任者を、仮設リサイクル処理場の試運転開始までに配置できること。

② エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業にあっては、一般廃棄物を対象とした全連続式焼却炉（2 炉構成以上）の運転管理実績を 1 件以上有していること。

③ エネルギー回収推進施設の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者をエネルギー回収推進施設の試運転開始までに配置し、なおかつ運営開始後 3 年間以上配置できること。

④ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業及び仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業にあっては、一般廃棄物を対象とした不燃・粗大・容器包装リサイクル施設の運転管理実績を 1 件以上有していること。

⑤ マテリアルリサイクル推進施設の運営を担当する運営企業及び仮設リサイクル処理場の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

⑥ し尿処理施設の運営を担当する運営企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者（し尿・汚泥再生処理施設）の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置できること。

（３）入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ　本市において指名停止期間中である者

ウ　清算中の株式会社である企業については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされている者

エ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続き開始の申立がなされている者

オ　ＰＦＩ法第 9 条の規定に該当する者

カ　本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所。また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう)

キ　「宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という)」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

（４）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

４　審査及び選定に関する事項

（１）事業提案内容の審査

事業提案の審査は、知識経験者で構成される選定委員会において行う。

（２）審査の手順及び方法

ア　参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ　入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ　審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ　審査結果

本市は選定委員会の提言を受けて事業者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

Ⅲ　民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

１　基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

２　予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙３に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。

３　事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。

Ⅳ　公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

１　計画地に関する事項

表４　計画地に関する事項

所在地	兵庫県宝塚市小浜１丁目２番 15 号
敷地面積	3.1ha（都市計画範囲）約 2.7ha（本工事範囲）
都市計画区域区分	都市計画区域内
用途地域	準工業地域
建ぺい率	60％
容積率	200％
その他	・河川保全区域に一部指定あり（西側敷地境界より約 20ｍの範囲） ・緑化率について（下記条例及び景観計画を参照） 概略は以下のとおり。 ①環境の保全と創造に関する条例関係（兵庫県条例） ・屋上面積の 20%以上 ・空地面積の 50%以上 ②宝塚市景観計画関係 ・緑視率を 20％以上道路側において確保する。 ただし、敷地の状況により緑視率が確保できない場合は、緑被率を 20％以上確保する。 ・道路に面して樹木を植栽する。　等

Ⅴ　事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

１　係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

２　管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

Ⅵ　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

１　事業者の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

（１）事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の債務不履行又はそのおそれが生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は、特定事業契約を解除することができる。

（２）事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、特定事業契約を解除することができる。

（３）前２号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

２　本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合

（１）本市の債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

（２）前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

３　当事者の債務不履行によらず事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の債務不履行によらない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

（１）整備期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。

（２）運営期間においては、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

４　その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

Ⅶ　法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

１　法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、ＰＦＩ法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

２　その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

Ⅷ　その他特定事業の実施に関し必要な事項

１　議会の議決

本市は、特定事業契約の締結に当たっては、令和４年９月（予定）の本市議会において議決する予定である。

２　情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

３　応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

４　実施方針に関する問合わせ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

宝塚市　環境部　クリーンセンター　施設建設課
〒665-0827
兵庫県宝塚市小浜１丁目２番15号
電　話　0797-84-6363
ＦＡＸ　0797-81-1941
E-mail　m-takarazuka0285@city.takarazuka.lg.jp

様式第１号　実施方針に対する質問及び意見書

（様式第1号）

令和　　年　　月　　日

実施方針に対する質問及び意見

宝塚市長　様

質問及び意見者　　会社名
所在地
担当者
氏　名
所　属
電　話
ＦＡＸ
E-Mail

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業の実施方針に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■実施方針に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	Ⅰ	1	（1）	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて
ご記入いただき提出ください。

■実施方針に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	Ⅰ	1	（1）	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

様式第２号　要求水準書案に対する質問及び意見書

（様式第2号）

令和　　年　　月　　日

要求水準書案に対する質問及び意見

宝塚市長　様

質問及び意見者　　会社名
所在地
担当者
氏　名
所　属
電　話
ＦＡＸ
E-Mail

宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業の要求水準書案に対して、以下の質問及び意見がありますので提出します。

■要求水準書案に関する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容
(例)	1	Ⅰ	1	（１）	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

別添のエクセルファイルにて
ご記入いただき提出ください。

■要求水準書案に関する意見

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容
(例)	1	Ⅰ	1	（１）	事業名称	○○○○…
1						
2						
…						

別紙１　計画地案内図

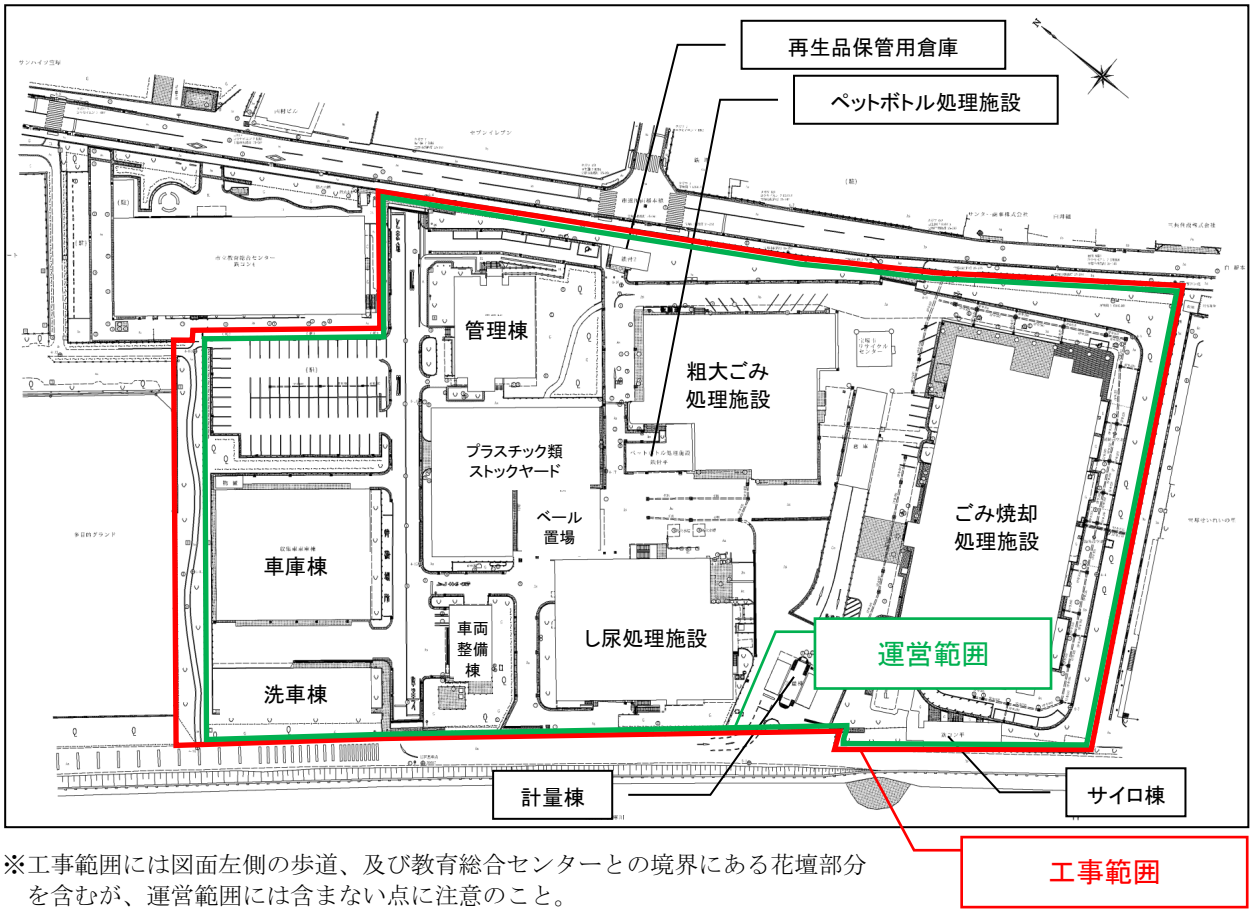

※工事範囲には図面左側の歩道、及び教育総合センターとの境界にある花壇部分を含むが、運営範囲には含まない点に注意のこと。

宝塚市クリーンセンターの現況平面図（赤枠は工事範囲、緑枠が運営範囲）

別紙２　事業スキーム図

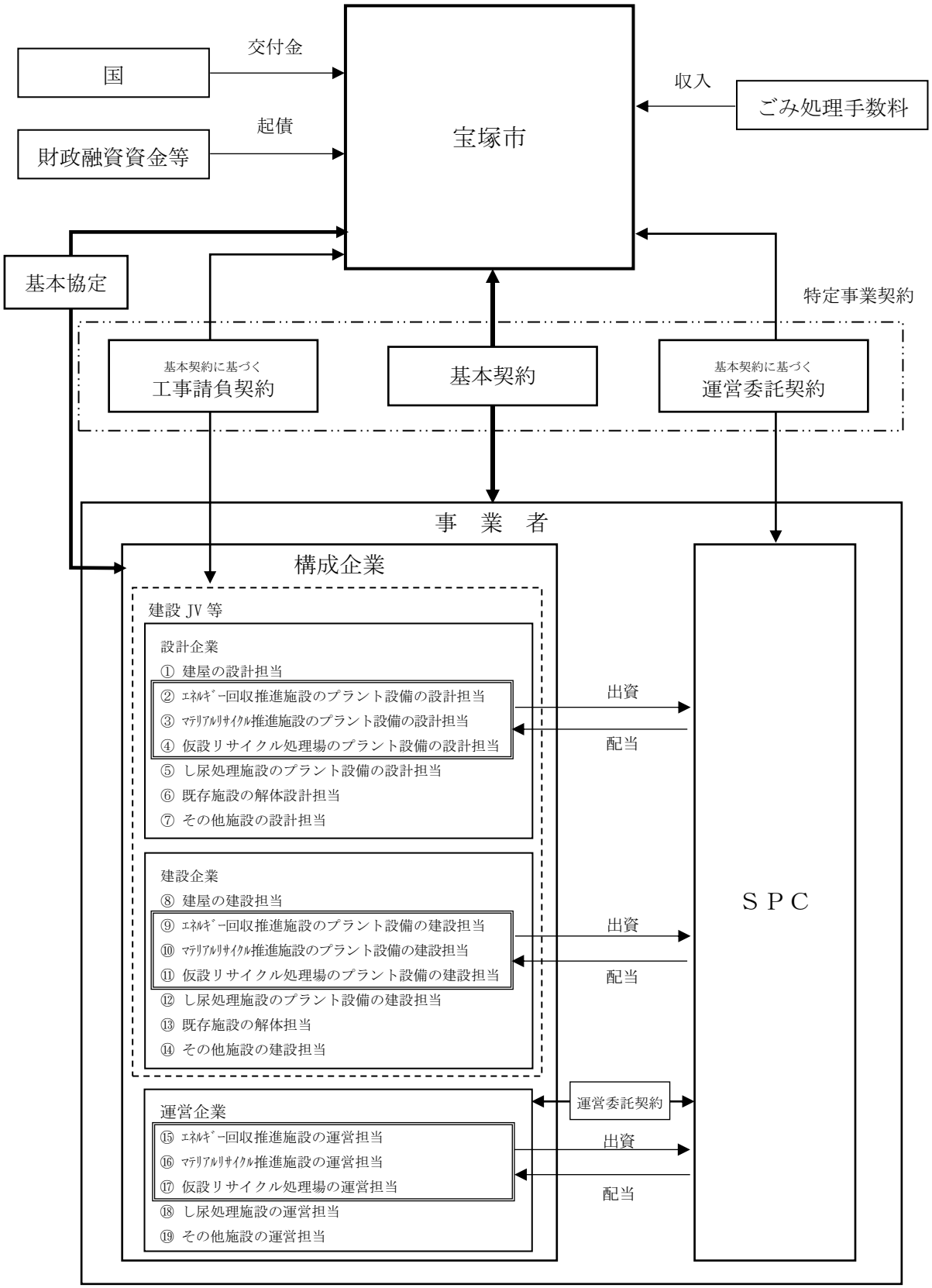

※ 上図では、構成企業のうち二重線で囲われた企業がＳＰＣの構成員であり、ＳＰＣへの出資を求めることとしている。それ以外の企業については、ＳＰＣへの出資を求めない協力企業としている。

別紙３　予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表

リスク分担表（１/２）

○：主分担　△：従分担

リスクの種類			リスクの内容	負担者	
				市	事業者
共通	入札図書リスク		入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、市の要望事項が達成されない等	○	
	応募費用リスク		応募費用に関するもの		○
	契約締結リスク		議会を含む市の事由により契約が結べない等※1	○	
			事業者の事由により契約が結べない等※1		○
	用地確保リスク		事業用地の確保に関するもの	○	
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
			上記以外の税制度の変更等	○	
		許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
			市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	△
		交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○
			上記以外のもの	△	△
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害		○
			上記以外のもの	○	
		環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○
	物価変動リスク		施設の供用開始前のインフレ・デフレ※2	△	○
			施設の供用開始後のインフレ・デフレ※2	○	△
	事業の中止･遅延に関するリスク		市の指示、市の債務不履行によるもの	○	
			事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク		引渡前に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△
			引渡後に起きた天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△
設計段階	設計変更		市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
			事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画 遅延に関するもの		○
	測量・地質調査の誤りリスク		市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
			事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延		市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
			上記以外の要因によるもの		○

リスク分担表（２/２）

○：主分担　△：従分担

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	工事遅延リスク	市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○
維持管理運営段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動※4	○	△
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動※5	○	△
	処理不適物混入リスク	搬入されるごみ等に処理不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合）	○	
		事業者の善管注意義務違反の場合		○
	性能リスク	要求水準の不適合		○
	施設の契約不適合リスク	維持管理・運営期間中における施設の契約不適合に関するもの		○
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○
		施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの		○
		ごみ収集車・搬入車に起因するもの	○	

※1　契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。
※2　整備期間中は基本的には 事業者のリスクであるが、著しい物価変動の場合は、協議を行うなど市の負担となる。運営期間中は基本的には市の負担となり、一定範囲内においては事業者の負担となる。
※3　不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は市が負担する。
※4　搬入されるごみ等の質の変動は、受入廃棄物の質の変動も考慮した変動料金を採用することにより対応し、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。
※5　搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の２料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市、事業者の協議とする。

別紙４　全体工事ステップ図

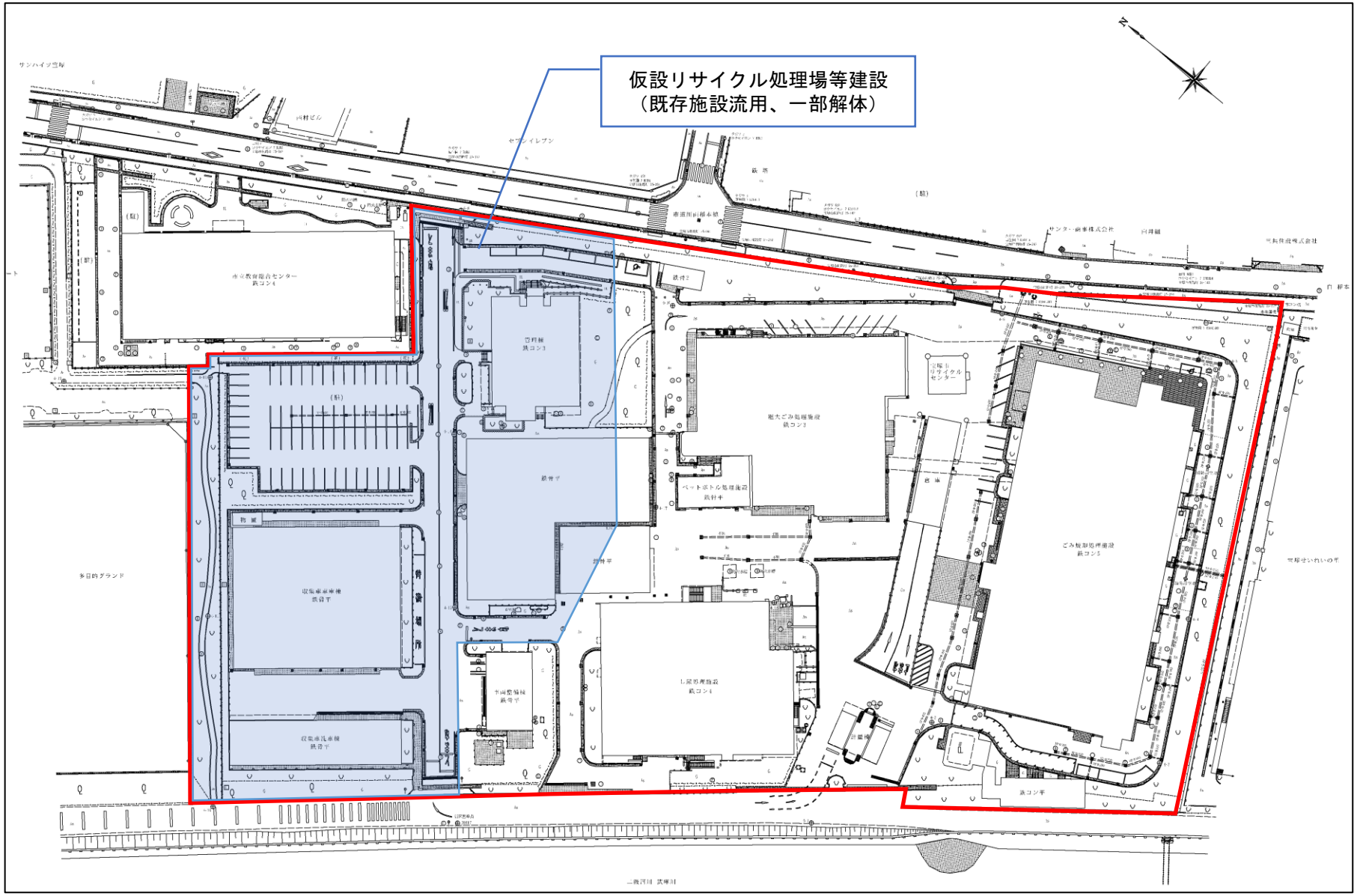

全体工事ステップ図①【令和４～５年度：仮設リサイクル処理場等の建設】

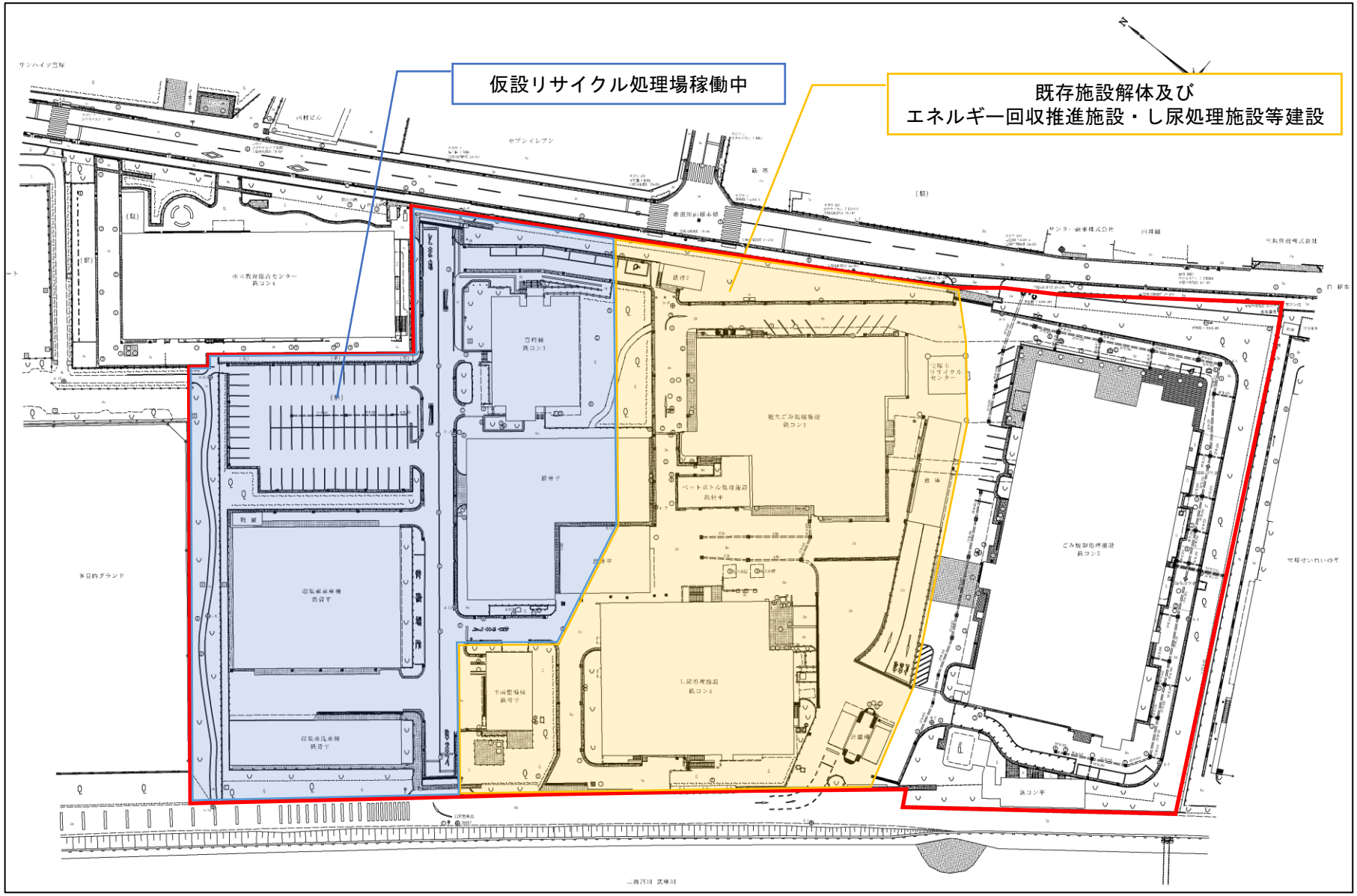

全体工事ステップ図②【令和５～９年度：既存施設解体及びエネルギー回収推進施設、し尿処理施設等建設】

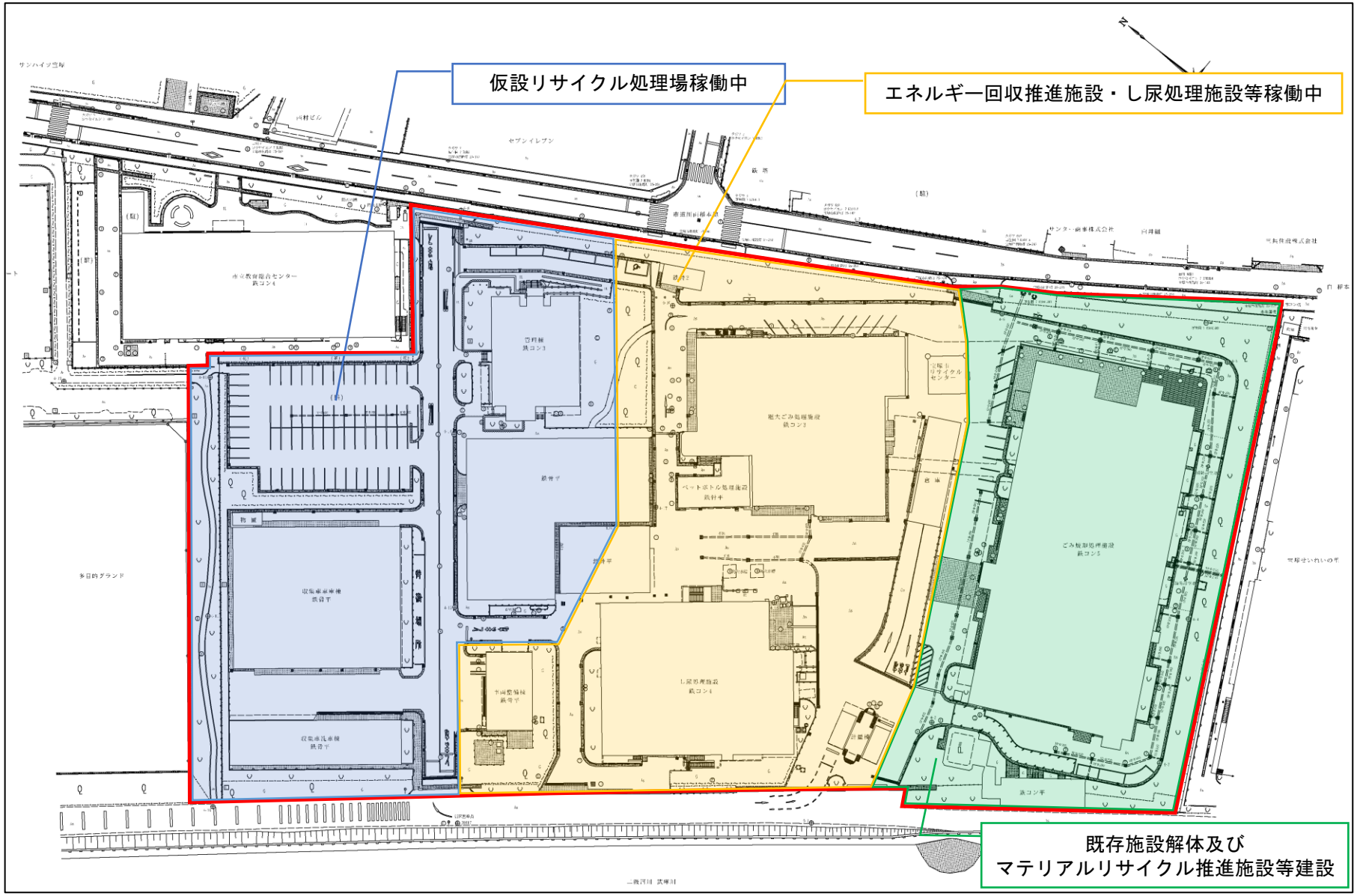

全体工事ステップ図③【令和９～12 年度実施：既存施設解体及びマテリアルリサイクル推進施設等建設】

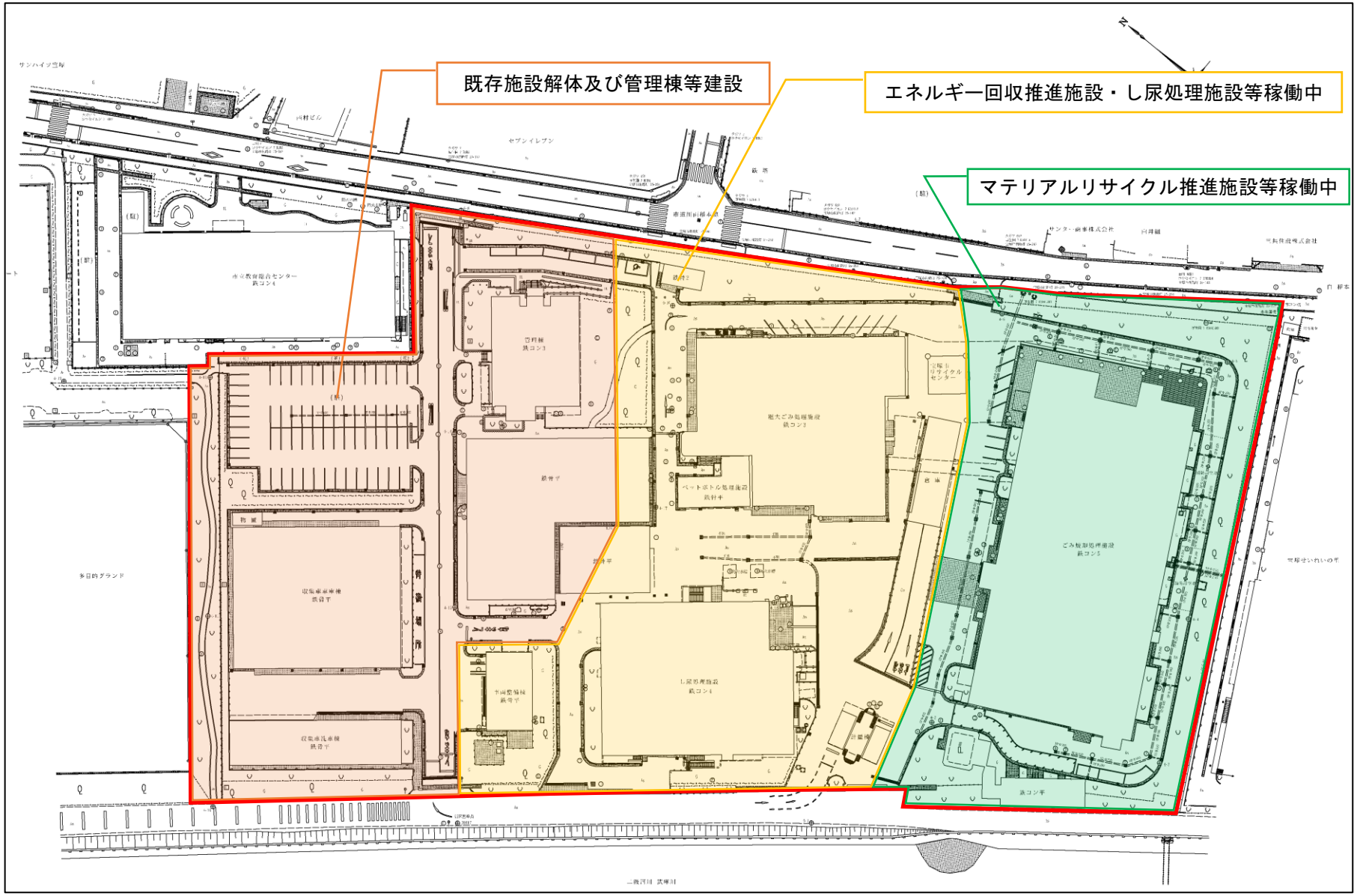

全体工事ステップ図④【令和 13～14 年度実施：管理棟、収集車庫棟及び憩いの広場等建設】